



平成26年5月26日 11:30以降解禁

平成26年5月16日

資料提供先 福山市市政記者クラブ

**【第1回】特殊車両に対する指導取締を実施します！！**  
～指導取締要領の一部改正を受けて、取締の強化を図っています～

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し、道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可又は違法な状態で走行している車両が多く見受けられるのが現状です。

福山河川国道事務所では、特殊車両通行許可制度の普及啓発と違反車両に対して是正指導を行うことを目的に、広島県警察の協力を得て、特殊車両の指導取締を定期的に実施しています。今回の指導取締は平成26年度第1回目の指導取締となります。

また、「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正（平成25年3月1日施行）を受け、違反行為を繰り返す違反者に対し、会社名や違反内容を公表する措置を行うなど、更なる取締りの強化を図っています。

- 日 時： 平成26年5月26日(月) 9:30～11:30  
※平成26年度は第1回目の取締となります。
- 場 所： 一般国道2号 大門取締基地（上り）  
（所在地：福山市大門町野々浜地内）（別紙-1）
- 協力機関： 広島県警察本部 交通部 交通機動隊
- 留意事項： 取締予定の報道解禁は、取締日の11時30分以降とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。  
なお、取締時のカメラ取材は可能です。

お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長 さわぐち としき  
沢口 俊樹

【担 当】道路管理第一課長 ほんだ たつこ  
本多 達子

TEL(084) 923 - 2553

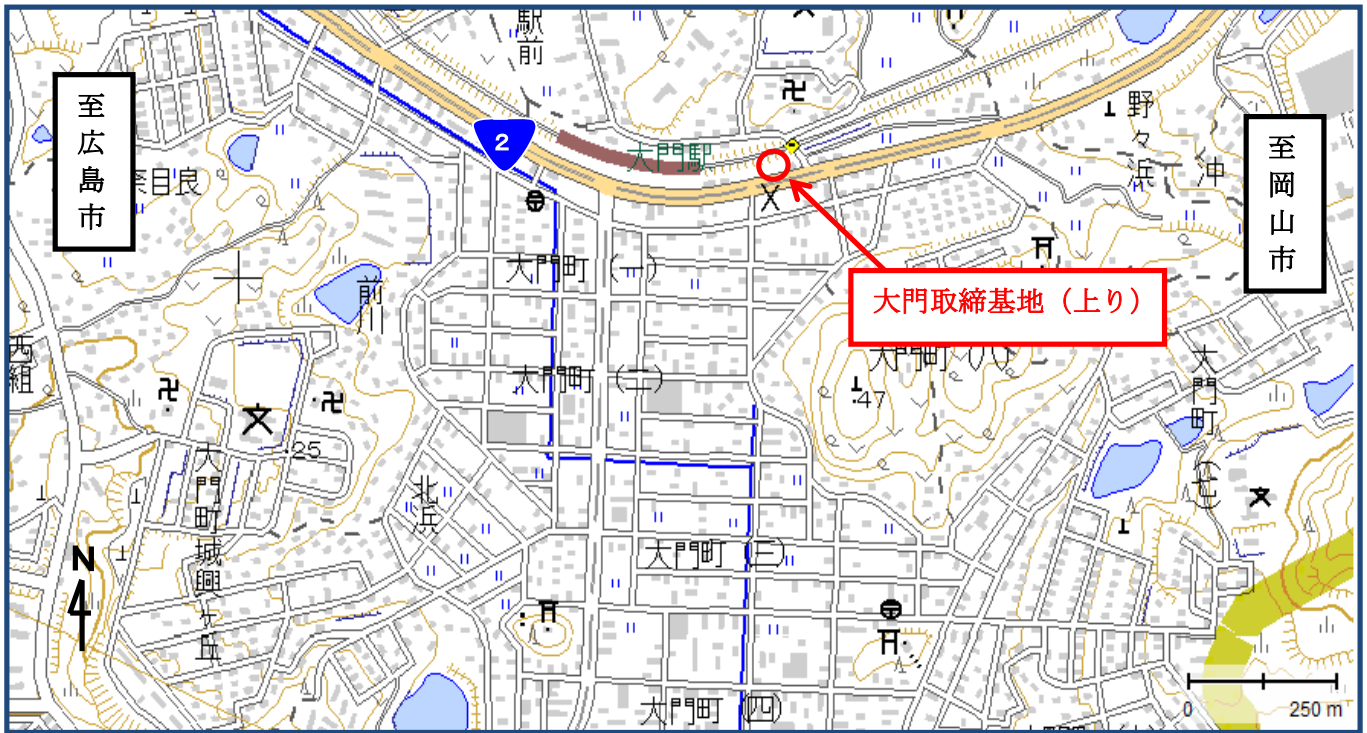
TEL(084) 923 - 2620(代表) FAX(084) 923 - 2517

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

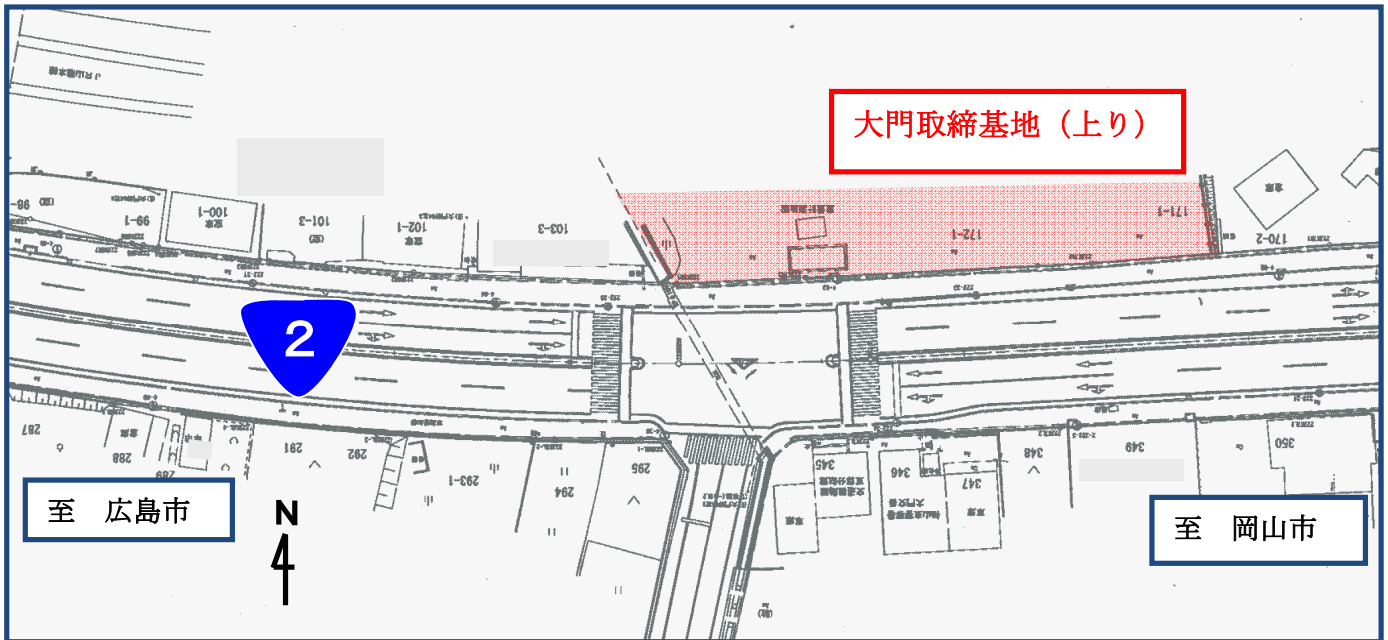
【広報担当窓口】調査設計第二課長 いまち かずまさ  
井町 和正

TEL(084) 923 - 2620(代表)

平成26年度全線開通に向け、尾道松江線を整備中！



拡大図



**車両重量計測風景**



**車両寸法計測風景**



※ 掲載の車両写真は、取締りの状況写真であり違反の車両ではありません。



## 事業者の皆さんへのお知らせ

平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合は、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。さらに違反が確認された場合は許可の取消及び告発を行います。

### 違反内容

- ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

### 取締りの方法

#### ■取締量地

道路側に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令を下さる場合があります

#### ■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

### 中国地方整備局【特殊車両窓口一覧】

受付窓口名	住 所	電話番号
鳥取河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地	TEL 0857-22-8435
倉吉河川国道事務所 道路管理課	〒682-0018 倉吉市福庭町1丁目18番地	TEL 0858-26-6221
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番29号	TEL 0852-26-2131
浜田河川国道事務所 道路管理課特殊車両係	〒697-0034 浜田市相生町3973	TEL 0855-22-2480
岡山国道事務所 管理第一課	〒700-8539 岡山市北区雲町2丁目19番12号	TEL 086-214-2220
福山河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒720-0031 福山市三吉町4丁目4番13号	TEL 084-923-2516
三次河川国道事務所 道路管理課	〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号	TEL 0824-63-4121
広島国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒734-0022 広島市南区東粟2丁目13番28号	TEL 082-281-4131
山口河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒747-8585 防府市国衛1丁目10番20号	TEL 0835-22-1785

香県・政令市などの窓口はこちらから <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

# トラック運転手の皆様へ 特殊車両の 適正な運行を! 特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?

「特殊車両通行許可制度」

